

石巻市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき監査の結果に関する報告を石巻市長に提出したところ、同条第12項の規定に基づき当該監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成21年4月15日

石巻市監査委員 山崎 武敏

石巻市監査委員 矢川 昌宏

石巻市監査委員 高橋 誠志

石巻市監査委員 山 崎 武 敏 殿

石巻市監査委員 矢 川 昌 宏 殿

石巻市監査委員 高 橋 誠 志 殿

石巻市長 土 井 喜美夫

監査結果に係る措置について（通知）

平成 2 1 年 3 月 2 6 日付け石監第 2 1 号で報告のあったこのことについて、次のとおり措置を講じたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定に基づき通知します。

監査対象部課等	病院局（石巻市立雄勝病院）	
監 査 期 間	平成 2 1 年 1 月 8 日から平成 2 1 年 3 月 2 5 日まで	
	監査結果（指摘事項）	措置（改善・検討）状況
	<p>雄勝病院の契約事務について</p> <p>雄勝病院の診療材料単価契約事務において、決定金額を誤ったもの、最低価格提示者が 2 者あった際の業者決定経過が明示されていないもの、契約する必要のない品目について見積徴収していたものなど、著しく不適正又は不めいりような事務処理をしていたものが多数見受けられた。</p> <p>これは、担当者の事務処理ミスや、事務処理についての認識の欠如によるものであるとともに、雄勝病院及び病院局としてのチェック機能が全く発揮されていなかったことによるものでもある。</p> <p>については、雄勝病院のみならず、病院局全体として適正な契約事務が行われるようチェック体制を整備し、再発防止策を講じ、その徹底を図られたい。</p>	<p>今回、ご指摘を受けましたことについては、病院局全体の問題として重く受け止め、今後は、以下のとおり適正な契約事務が遂行出来るように改善いたします。</p> <p>病院局の事務職員全員が、「管財課による各種契約に関する事務について」（平成 2 1 年 3 月 1 0 日付）の通知を再度確認するとともに、自主的な研修及び担当者間の研修を継続的に実施し、知識の修得に努めます。</p> <p>また、各病院間の連絡・連携を密にし、チェック体制の強化を図るため、当面、雄勝・牡鹿病院の契約に関する起案については、病院局管理課を合議させることとし、事務処理のミスの解消等に努めてまいります。</p>